資料２

香川県消費生活センター・県民センター

令和７年度の消費生活相談の状況

相談件数は増加、「定期購入」「不審な電話」「儲け話」に要注意。

○ 令和7年度に県消費生活センター・県民センター（東讃・小豆・中讃・西讃）に寄せられた消費生活相談の件数は 5,059 件で、近年 5,000 件前後で推移しています。【Ｐ２、 Ｐ11 表１】

○ 「相談内容別」では、「通常価格より安い価格で、『お試し』のつもりで購入したところ、実際は2回目、3回目と商品が送付され、2回目以降は通常価格での請求がなされる定期購入だった」といった「定期購入」に関する相談は 580 件と、令和6年度の 605 件とほぼ同様の高い水準となっています。【Ｐ３】

また、実在する会社や公的機関名を騙り、身に覚えのない未納料金を請求するほか、氏名や生年月日等の個人情報を聞き出そうとする等の「不審な電話」に関する相談については、令和6年度に対前年度比 201.4%と急増しましたが、令和７年度も引き続き多くの相談を受けています。「不審な電話」については、クレジットカードが不正利用されたと騙り、個人情報を不正に取得するなどの巧妙な新手口も見受けられることから、注意が必要です。【Ｐ４】

このほか、「副業で簡単に儲かる」などの相談が 79 件寄せられました。令和6年度の 100 件と比較すると、21 件（21.0%）減少しましたが、1 件あたりの契約金額が 1,000 万円以上の高額の相談が4件あるなど、注意が必要です。【Ｐ６】

○ 「年代別」では、70 歳以上の相談者からが 1,390 件（27.5%）、60 歳代の相談者からが 808 件（16.0%）と続き、60 歳以上の比率が4割を超え、依然として高齢層の相談が多い状況となっています。【Ｐ２、 Ｐ11 表２】

○ 「販売購入形態別」では、「通信販売」に関する相談が 1,872 件（37.0%）と最も多く、次いで「店舗購入」764 件（15.1%）、「電話勧誘販売」353 件（7.0%）の順となっています。【Ｐ２、 Ｐ12 表６】

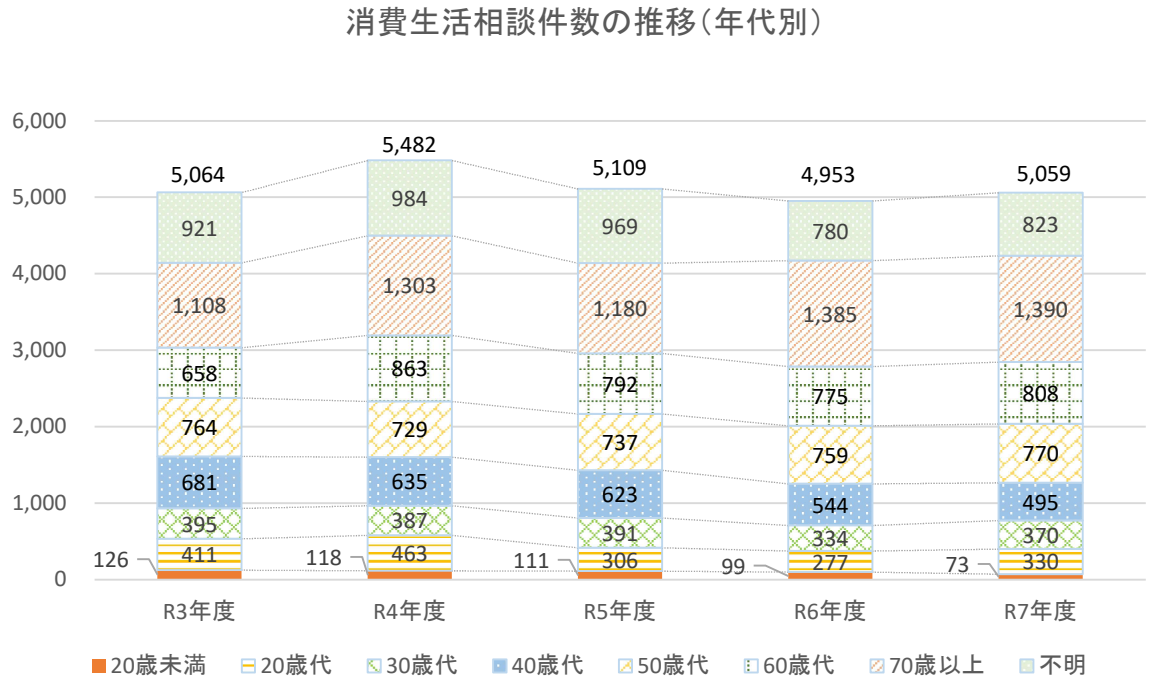
☎ **困った時は一人で悩まず、消費生活センターなどの相談窓口に相談しましょう！**

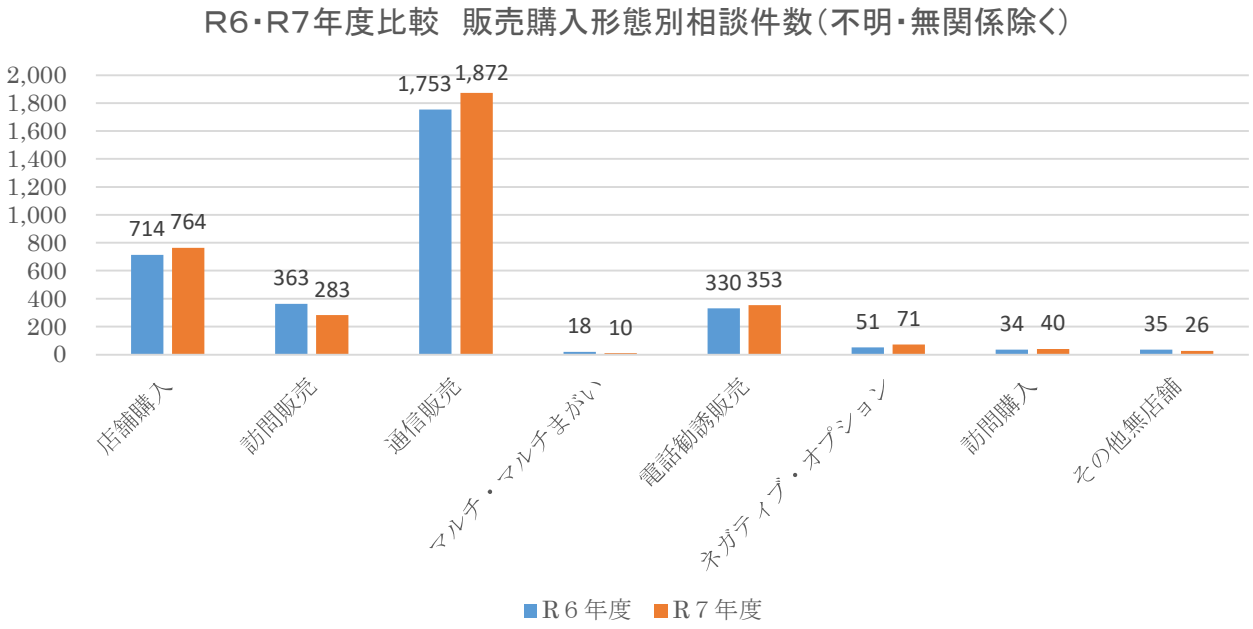
1. 相談件数

（相談件数）

年　　度	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
年間件数	5, 064	5, 482	5, 109	4, 953	5, 059
前年度比(%)	86. 7	108. 3	93. 2	96. 9	102. 1

➡相談件数は 5,000 件前後で推移しており、令和 7 年度は 5, 059 件と令和6年度の 4, 953 件とほぼ同水準となりました。





2. 主な相談内容にかかる件数の推移及び相談事例等

（1）定期購入に関する相談

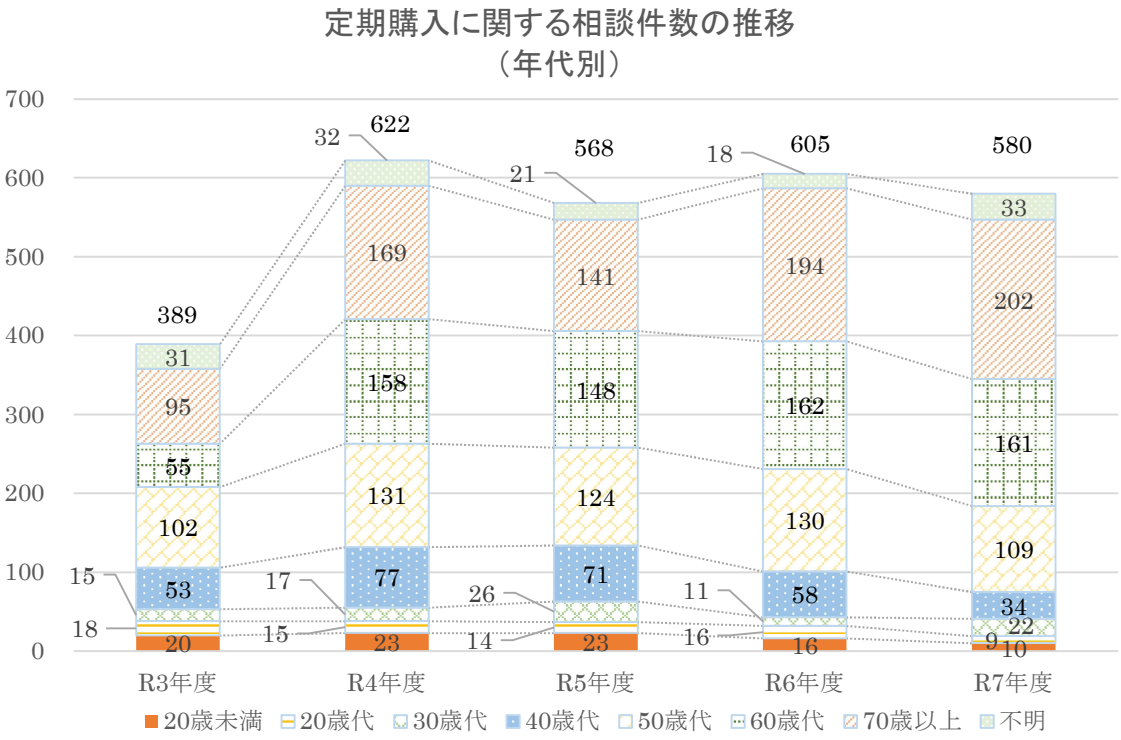
通常価格より安い価格で「お試し」のつもりで申し込んだところ、実際には複数回の継続購入が条件となる定期購入契約だったというトラブルに関する相談が多く寄せられています。

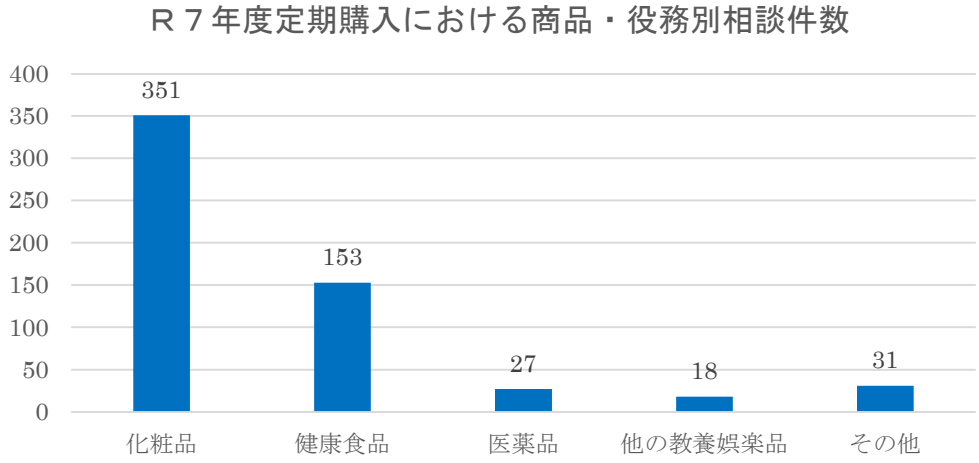
（相談件数）

年度別

年　　度	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
年間件数	389	622	568	605	580

➡令和7年度の定期購入に関する相談件数は、令和4年度に急増した後、600 件前後で高止まりしています。





（相談事例）

① メッセージアプリの広告を見て、「縛りなし」と書かれてあったので定期購入ではないと思い、化粧クリームを注文した。商品が1本届きコンビニの支払い票で 2,200 円を支払った。ところが、翌月下旬に2回にわたり「商品を発送しました」というメールが届き、同月末頃に2本入りの商品が届いた。請求額は約 13,500 円である。定期購入の申込みをした覚えはないので返品したい。

② アプリを使っていたとき、表示された広告に「1回限りのお試し 1,980 円」と書かれたファンデーションがあったので注文した。数日後、商品が届き、コンビニ払いで支払いを済ませた。翌月になって、2回目の商品が届いたが、価格が2万円を超えていたので、怖くなって事業者宛てに返品した。その後、商品が届くことはなかったものの、請求書が3回程度郵送されてきたが無視していた。約6か月後、債権回収業者から「重大なお知らせ」という封書が届いた。弁護士への委任が決定したと書かれているがどうしたらよいだろうか。

（消費者へのアドバイス）

○**商品を注文する前に、**「定期購入が条件となっていないか」「支払うことになる総額はいくらか」など、**契約条件をしっかり確認しましょう。**

○**インターネット通販等の通信販売には、クーリング・オフ制度はなく、**返品の可否や条件についての特約があればそれに従うことになります。そのため、**「解約・返品できるかどうか」などの解約条件や解約の際の連絡手段についても確認しておくことが大切**です。なお、**一方的な返品や受取拒否をしても契約を解除したことにはならず、事業者との交渉が必要です**。

そこで、申込み前に「最終確認画面」をよく確認し、販売サイトや申込みの最終確認画面を印刷する、スクリーンショットを撮るなど、契約内容を記録しておくようにしましょう。

○「極端に安価」、「支払方法が限定されている」場合も注意しましょう。

○画面上、定期購入の表示が判りにくかったため、定期購入ではないと誤信し、契約したところ、事業者に連絡しても取り合ってもらえないといった相談もありますが、**不適切な表示と認められる場合には、その内容を事業者に主張すれば、解約・返品、通常価格とお試し価格との差額の支払いを拒否できる場合もあります**。疑問を感じたときには消費生活センターに相談してください。

（2）不審な電話に関する相談

「電話が利用停止になる」「未納料金がある」などの虚偽の事実を告げ、不安を煽ることで個人情報を聞き出したり、金銭の支払いを要求する不審な電話に関する相談が多く寄せられており、注意が必要です。

（相談件数）

年　度	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	**Ｒ７**
年間件数	40	34	141	284	**250**

➡令和7年度の不審な電話に関する相談件数は 250 件で令和5年度、令和6年度に急増した後、高止まりしています。

（相談事例）

① 自分の携帯電話にカード会社を名乗る人物から、「あなたのクレジットカードが不正利用されたため電話した」と連絡があり、利用日、カード番号と認証番号が伝えられた。当該人物から自分の名前の漢字と生年月日と住所を聞かれたので答えたところ、「警察に被害届を出す必要がある。このまま警察の窓口につなげる」と言われた後、県外の警察を名乗る人物に繋がった。警察から「被害届を出すために、こちらの警察署に来る必要がある」と言われたが、不審に思い「後でかけ

直す」と伝え切電した。自分はそのカード会社のクレジットカードを所持していないし、詐欺の電話だと思う。自分の個人情報を相手に伝えてしまったので不安だ。

② 今日、自分のスマホに＋で始まる電話番号で大手通信会社のファイナンスサービスを名乗り、未納料金があるといった内容の電話がかかってきた。＋で始まる電話番号は、海外からの着信であることを思い出し、途中で切電した。未納料金という内容だったので、少し気になったが、もし本当の未納料金の請求であれば文書で送付されるはずだと思った。

③ 2度ほど県外のホテルから「予約の変更があればご連絡ください」と携帯電話に着信があった。しかし、私は地方に住んでいて県外のホテルを利用することなどない。個人情報を聞き出すため、固定電話に詐欺まがいの電話がかかってくることがあることは知っており、注意しているが、これまで携帯電話にこのような電話がかかってきたことはなかった。

④ 固定電話に郵便事業者を名乗る電話があり、「現金書留を預かっているので手続きのために該当番号を押してください」と音声ガイダンスが流れた。電話番号も怪しい番号なので情報提供する。

⑤ 自宅の固定電話に「0120」から始まる電話番号から留守電が入っており、自動音声ガイダンスで「遺失物管理センターです。保管期限は本日までです。個人の方は1を、法人の方は2を押してください」というアナウンスが録音されていた。落とし物をした覚えはないが、気にはなっている。遺失物管理センターというところは実在するのだろうか。

⑥ 携帯電話に「投資の被害にあった人の救済の案内です」という電話がかかってきた。どうすればよいか。

⑦ 固定電話にかかってきた電話に出ると、居住地外の社会福祉協議会を名乗ったので、一度切って再度かけ直すと「今、かけた者がいないから」と言って切電された。インターネットで電話番号を検索すると、怪しい番号だとの書き込みがあった。一体、何の電話なのだろうか。

⑧ 携帯電話に実在する会社を名乗り「この電話は使えなくなります」という電話がかかった。おかしいと思ったので「折り返し電話します」と言って一度電話を切った。

⑨ 自宅電話に、「貴方の携帯電話が使えなくなる。本人確認のために氏名、生年月日、携帯電話番号を言って欲しい。」と言われ教えた。その後、電話は切れたが、何の用件だったのだろうか。

（消費者へのアドバイス）

○電話で身に覚えのない未納料金を請求されても絶対に相手にせず、無視してください。

○**非通知や知らない番号からの電話には出ない、かけ直さないことがトラブル防止に効果的**です。

○留守番電話サービスを利用できる場合は、設定しておくと効果的です。

○実在の事業者や施設などの具体的な名前を名乗った電話であっても詐欺の可能性があります。最近では、様々な新たな手口が確認されており警戒が必要です。**個人情報やお金の送金を求められたときは、いかなる場合も、慌てず、「確認する」などと言って、一旦電話を切り、事業者の本来の連絡先を調べて問い合わせるか、消費生活センター等に相談**してください。万一、個人情報を伝えてしまったときには対応が必要になる場合もありますので、消費生活センターに相談してください。

○**＋から始まる番号は国際電話番号を利用した架空請求詐欺の可能性が高い**です。**見覚えのないこのような表示の電話には出ない、かけ直さない**ようにしてください。

○不安に思った場合やトラブルになった場合は消費生活センターなどの相談窓口に相談しましょう。

(3)副業・儲け話に関する相談

SNS広告等で「簡単に稼げる」、「必ず儲かる」と勧誘され、高額なマニュアル代やサポート費用を支払わされるトラブルで、特に若年層が借金をして多額の費用を支払わされる被害等が問題となっている副業に関する相談や、SNS上で著名人になりすました広告や「必ず儲かる」などの甘い言葉で高額な資金を騙し取られたり、マッチングアプリで知り合った投資家を名乗る人物から投資を勧められ、暗号資産を騙し取られるトラブルなどの投資に関する相談が寄せられています。

（相談件数）

年度別

年　　度	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	**Ｒ７**
年間件数	116	125	152	100	**79**

契約当事者年代別

年度	20 歳未満	**20 歳代**	30 歳代	40 歳代	50 歳以上	60 歳以上	不明
Ｒ６	7	**28**	19	18	13	10	5
Ｒ７	3	**21**	12	15	13	12	3

（契約金額）

金額	～10 万円未満	～50 万円未満	～100 万円未満	～500 万円未満	1000 万円未満	1000 万円以上	不明
Ｒ６	21	19	16	24	3	0	17
Ｒ７	**6**	**14**	**11**	**17**	**2**	**4**	**25**

➡令和7年度の副業・儲け話に関する相談件数は2年連続で減少しましたが、1件当たりの契約金額が 1,000 万円以上と高額な内容の相談が4件（最高金額 3,000 万円）寄せられています。また、契約当事者の年代別では 20 歳代からの相談が目立ち、「儲け話」を口実にした悪質な手口のターゲットが若年層へ広がっていることがうかがえます。

（相談事例）

① 株式投資に関するインターネット広告を見て連絡すると、メッセージアプリに誘導され、必ず儲かると説明され投資することにした。最初はお試しで数万円を投資して利益が出たので、次々に投資し累計で 2,000 万円以上を投資した。業者から指定された個人名義の銀行口座に振込みしたが、毎回異なる銀行口座だった。利益が出たので、一部を引き出したいと申し出ると、手数料を請求され、数百万円を支払ったが、結局、引き出しは出来なかった。業者とはメッセージアプリでやり取りするだけで住所や電話番号は分からない。

② インターネットで副業を検索して登録したところ、その業者から連絡があり、メッセージアプリに登録するように言われて登録した。副業の内容について説明を受けていたが、テキスト代として 19,000 円程度が必要であるが、副業で儲かった金額から相殺できるとのことだった。
相手業者とやりとりしていると、なにやら怪しく詐欺ではないかと思ったので、こちらからお金を払わないといけないなら契約しないとはっきり伝えた。すると、「テキスト代が未払いなので支払いが必要」と言われ、「支払わなければ第三者に依頼する場合があります」とのメッセージを送ってきた上に、出なかったが、電話にも着信があったようだ。契約書も交わした覚えはないし、

テキストも受け取っていない。個人情報は、名前・電話番号・メールアドレスは伝えているが住所については詳しくは伝えていない。お金は支払わなくてもよいか確認したい。

③ 株の有名人（以下A）のブログを読んでSNS登録をした。AのSNSグループでは 100 人くらいの人がAは素晴らしい、投資して儲かった等の話をしていた。SNSでAの情報を見ていたところ、Aのアシスタントだと言う人から連絡があり、Aがリターンの高いファンドを起こすので投資しないかと誘われた。億単位のお金を出せば、ファンド全体からの高い利益が得られる、しかし高額の投資をできない人でも十分に儲かると言われた。アシスタントから、このファンドは公にしていないと言われた。言われたとおり、資金を暗号資産に替えて指定された口座に支払った。専用のアプリを使って入金したり、投資運用の状況を見ていたところ、かなり儲けが出たので出金しようとしたが、関連会社からの借り入れがあるため口座が凍結されていると言われた。解除するために金が必要と言われ、さらに数百万円を入金したが、やはり出金できない。アシスタントからさらに金が必要と言われ、不審に思ったが、総額 1,500 万円以上を送金してしまった。

④ インターネットで副業を探していた。ある事業者の副業を見つけ、SNS登録した。その後、当該事業者から電話があり、リストに載った相手にメールを送り、相手がそのメールから契約すればお金が入る仕事だと説明を受けた。0円から 100 万円のプランまで複数個あると言われたが、自分はお金がないので0円でよいと答えると、意味がないと怒られた。「お金なら消費者金融で借りればよい。」と言われたが、稼ぐために支払うのもおかしいと思ったので断ると、「プランは後で考えればよい、消費者金融の審査だけでも受けないか」と言われ、スマホの画面を共有しながらキャッシング方法を教えてもらうと審査が通った。当該事業者に約 50 万円のコースにすればよいと言われ、言われるままに操作し、借りたお金を当該事業者に支払った。言われた通りの仕事を一度したが2回目からはしていない。その後、当該事業者に連絡をしようとSNSで連絡しても返事はない。サイトも消えてしまっていて情報がない。SNSのやり取りを証拠に残し、その後SNSは消去した。

⑤ 副業を紹介するアプリから「5万円稼げる」と書かれた副業を選択しSNS登録をした。登録には個人情報とマイナンバーカードが必要だったので、写真に撮って当該事業者に送信した。当該事業者担当者からSNS通話により、広告収入で利益が得られるとの説明を受けた。副業は商品の仕入れにお金が必要で、数 10 万円から 1,000 万円までのプランがあると言われた。担当者は1,000 万円のコースが良いだろうと勧めてきた。プランの了承をしておらず、お金がないと断ると消費者金融で借りればよいと言われた。同日に遠隔操作アプリで指示を受け、4社で 400 万円以上を借り入れた。担当者に言われ、新たな銀行口座を作り、借り入れたお金を口座に入れた。その口座から暗号資産を購入した。暗号資産の動きが分かるアプリから自分の持っている暗号資産の価値を見ていたが、最初は日本円で 400 万円以上が表示されていたのに今では0円となっている。SNSを通じて当該事業者に問い合わせると、担当者から電話があり「あなたのお金だが会社のお金だ」と意味不明なことを言われた。以後、連絡が取れなくなった。

⑥ SNSで「1日 9,000 円のデータ入力」の副業を見つけた。興味を持ったので記事を書いた人に連絡すると、他のSNSに誘導された。そのSNSのグループチャットでは投資で儲かったという報告をたくさんの人がしていた。グループは 100 人くらい居たと思う。そのやり取りを見て

信用できると思ったので、そのうちの一人に教えてもらうことにした。その人は自分に、「最初に資金が必要だが、その後は投資のタイミングを教える、最低でも投資額の4倍にする」と言ってきた。投資は暗号資産で行うと言われ、暗号資産の取引所で手続きをして 300 万円を相手に送った。しかし、その取次ぎをしてくれている人と突然連絡が取れなくなった。SNSからも連絡先が消えていた。取次ぎの人から送られた投資サイトのURLが今までは見ることができたのに、現在は確認できない。知人に相談すると「詐欺に遭っている。返金は無理だ」と言われた。

⑦ 動画共有SNSの自宅で簡単に稼げるという広告からのアンケートに答えるとメッセージアプリが表示され、登録したところ、自宅で無料で始められる仕事を案内された。内容は、サイトを見て「いいね」を押し、画面をスクリーンショットする作業で、練習用としてその作業を行うと、1回 150 円の報酬が銀行口座に入金され、その後、10 回程「いいね」を押すミッションを行った結果、アプリ上では約 1 万 2,000 円の報酬を得たことになっていた。

この作業は、アプリを通じミッションが送られてくる仕組みであるが、作業前に、報酬に見合う資金の振込みを求められるもので、相手方から 5,000 円を振り込み、作業を行うと報酬を含む 6,500 円が返金されるとの説明を受け、5万円を振り込み、作業したところ、報酬が追加され、アプリ上で資金は6万 5,000 円に増えていた。

その後、指示されるまま3万円を4回振り込んだが、操作を誤ったとされ、返金処理ができなくなり、問い合わせると、解除特別協力金として 45 万円、残りの操作を完了するために 40 万円と 30 万円の振込みを求められた。相手方からは、既に 18 万円の利益が出ていると説明があったが、利益を引き出すために追加の支払いを求められ、不審に思った。

なお、この仕事の資金に充てるため、100 万円以上を消費者金融から借り入れてしまった。

（消費者へのアドバイス）

○SNS等を通じた副業や投資といった“儲け話”は、まず疑ってみましょう。**「必ず儲かる」、「簡単に稼げる」など甘い言葉を鵜呑みにしてはいけません。**

○SNSの中には有名人が主催するように見せかけて信じ込ませるものが少なくありません。無断で有名人の顔写真や実際の動画を使用、複製することで誤認させます。最近の高度な技術を背景にSNS詐欺広告は外観上、非常に良くできており、一見、魅力的に感じるものになっています。投資情報を得る目的で安易に登録したところ、当初は有益な情報を得ることができ、信じ込んでしまった結果、高額なお金を詐取される事例が多数見られます。**実際の資金の送金はもとより、個人情報の提供は控えてください。**

○副業・投資詐欺ではアプリで利益が出ているかのように表示することで儲かったと誤認させています。実際には**出金できないばかりか、出金するには手数料や税金が必要と言われ、さらに支払を要求されることがあります**。また、相手を信じ込ませるために「儲け」と言って最初に少額の報酬を実際に支払い、その後、**様々な理由をつけて何回もお金を振り込ませる手口も横行**しています。**副業をするのに先にお金を支払わせることは不自然**です。まず、消費生活センターなどの相談窓口に相談しましょう。

○金融商品の取引には金融商品取引法に基づく登録が必要です。 必ず金融商品取引業の登録の有無を確認してください。**振込先が個人名義の口座であればお金を振り込んではいけません**。具体的なやりとりをする前に取引の相手が信用できるかどうかを十分に確認してください。

○**契約前に契約条件、契約内容を確認**しましょう。利益が出る仕組みを理解できなければ契約してはいけません。契約後、「何かおかしい」と思い、知人に相談したところ「詐欺」ではないかと言われて消費生活センターに相談するケースが後を絶ちません。

○事業者から、副業をする資金として消費者金融からの借入れを勧められる場合があります。「儲けで返済できるので大丈夫！」などと言われ、遠隔操作アプリをインストールさせられ、事業者に言われるがまま、短時間で高額の借金をし、事業者に送金したところ連絡を取れなくなったといった相談が寄せられています。借金をする前に一旦、事業者とのやり取りを中止し（電話であれば一旦切り）、消費生活センター等に相談してください。

○**トラブルに備えてSNS等のやり取りの記録は消さずに残しましょう**。後で証拠となりますので慌てて削除してはいけません。

○不安に思った場合やトラブルになった場合は消費生活センターなどの相談窓口に相談しましょう。

3. 県民への呼びかけ

（1）**悪質商法の被害が引き続き発生しており、十分注意する必要があります。**急速に発達する高度な技術を背景に詐欺サイトの中では、外観上、非常に良くできたものや有名人の画像や実際の動画を無断使用した巧妙なものが増加しています。**特にSNS広告は要注意です。**

（2）定期購入のトラブルに関する相談が依然として多くあります。**事前に契約条件等をよく確認**しましょう。

（3）実在する国の機関や事業者等の名前を騙る不審な電話による相談が多数寄せられています。慌てず、詐欺の可能性が高いと思って、冷静に対応してください。

(4)**一人一人が常に自分と自分の財産を守る自己防衛意識を持つことが大切**です。

①安易に契約しない。事前に価格比較などをして十分納得してから、契約や購入をしましょう。

②大きな契約などを決定するときは、一人で決めずに身近な人に相談しましょう。

③必要のないものや納得できないものは、きっぱりと断りましょう。心当たりのない請求には決して応じてはいけません。

④「うまい話、甘い話」を安易に信用してはいけません。

⑤いかなる場合も電話で送金を要求されたり、個人情報の提供を求められた場合には詐欺を疑ってください。

(5)高齢者・障害者の方のトラブルを防ぐためには、周りの方が日頃から様子を見守り、変化にいち早く気付くことが大切です。

(6)令和4年4月1日から成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられています。成年になって結んだ契約は、未成年者取消しができなくなっており、**成年になったばかりの 18 歳、19 歳もトラブルに巻き込まれるおそれがありますので、注意が必要**です。

(7)**困った時は、一人で悩まずに消費生活センターなどの相談窓口に相談**しましょう。

【県の消費生活相談窓口】

【県消費生活センター・県民センター】

●県消費生活センター	
消費生活相談	(087)833-0999
多重債務・ヤミ金融専用相談	(087)834-0008
●東讃県民センター	(0879)42-1200
●小豆県民センター	(0879)62-2269
●中讃県民センター	(0877)62-9600
●西讃県民センター	(0875)25-5135

【全国共通消費者ホットライン】

●局番なし 188 番(188(いやや)！)

(消費生活センターなどの身近な消費生活相談窓口をご案内します。)

【警察】

●警察相談専用電話	＃9110 または (087)831-0110
●各警察署の「警察安全相談」	各警察署の代表番号へ